

水道局職員採用試験

試験日 11月13日(日) **試験会場** 水道局本庁舎
受付期間 10月3日(月)～31日(月)まで(必着)
募集職種 水道及び下水道技術職
業務内容 水道及び下水道施設の計画設計業務、修繕工事、施工管理などの維持管理業務(夜間勤務、交代制勤務有り)

採用予定 若干名

受験資格

下記①②の両方を満たす人

①昭和61年4月2日～平成11年4月1日までに生まれ、中型または普通自動車免許(AT限定を除く)所持者または採用までに取得予定の人

②高等学校以上の土木専門課程を卒業した人か卒業見込みの人

試験案内、申込書の配布場所

水道局1階・営業課、3階・総務課、北部管理事務所(吉井支所内)、宇久営業所(宇久行政センター内)
 ※市ホームページからもダウンロードできます。

☎水道局総務課 ☎24-1151

マイナンバーカード受け取りのための休日窓口をご利用ください

日時 10月23日(日)9時～17時

場所 市役所13階・戸籍住民課

※工事のため1階から13階に移動しています。

受け取りができる人

交付通知書が届いている人で、交付場所が「市役所 戸籍住民課」となっている人

※交付場所が「市役所 戸籍住民課」以外の方は、当日に本人確認等の手続きだけを行い、後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で送付します。

必要なもの

交付通知書、通知カード、運転免許証などの本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人だけ)

※健康保険証、年金証書など顔写真のない身分証は2点以上必要です。

※本人確認書類は住所・氏名が最新になっているものが必要です。

※受け取りには本人が窓口に来てください(病気が障がい等で来庁できない場合はお尋ねください)。

☎戸籍住民課 ☎24-1111

平成28年秋季全国火災予防運動

11月9日(水)から15日(火)まで、秋季全国火災予防運動が全国一斉に実施されます。この時期は火災が発生しやすくなっています。大切な命と財産を守るため、皆さんも火災予防に努めましょう。

全国統一防火標語

「消しましょう その火その時 その場所で」

重点目標

住宅防火対策の推進
 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

市内の火災発生状況(8月31日現在)

火災発生件数 59件(前年比3件増)
 焼損棟数 34棟(前年比9件減)
 死者数 1人(前年比3人減)
 負傷者数 10人(前年比8人減)

- 全ての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。必ず設置し、定期的な掃除・作動点検を行いましょう。交換時期が来たら早めに交換しましょう
- 消火器はゴミとして処分できません。不要になった消火器は分解や解体はせず、購入した販売店や消防設備専門の業者にお問い合わせください

☎消防局予防課 ☎23-9256

11月9日は「119番の日」

119番は火災や救急、その他の災害が発生したときに利用する緊急通報用の回線です。回線数に限りがあるため、火災に関する問い合わせに119番を使うと、緊急時の通報に支障を来すことがありますので、下記の番号をご利用ください。

- 火災の問い合わせ ☎0180-999-999
- 防災行政無線の放送内容 ☎0180-999-987
- 休日・夜間の病院問い合わせ ☎23-8199

※火災情報をEメールでお知らせする「災害情報配信サービス」をご利用ください(市HPから登録できます)。

119番通報のときは情報を正確に伝えてください

消防隊や救急隊が迅速に災害現場に到着するために、住所や災害の状況をできる限り正確に伝えてください。いざというときに備えて、電話のそばに住所、名前、付近の目印、電話番号などを記入したメモを準備しておきましょう。

☎消防局指令課 ☎23-5121

幼稚園、認定こども園、保育所等の利用申し込みを受け付けます

来年4月からの施設利用申し込みの受け付けを開始します。まだ施設を利用していない人、別の施設への変更を希望している人が対象となります。

申し込み書類の配布

10月3日(月)以降の平日に子ども支援課、宇久行政センター、幼稚園、保育所、認定こども園で配布します。

申し込み窓口

- 幼稚園、認定こども園⇒各施設へ
利用を希望する教育・保育等のサービスや施設によって手続きが異なりますので、各施設へご相談ください
- 保育所、地域型保育事業⇒子ども支援課へ

申し込み期間

- 11月1日(火)～30日(水)の平日 ※12月以降も受け付けますが、できる限り上記の期間にお申し込みください。
- 現在入園している人で、来年4月以降も同じ園の利用を希望する場合は、書類提出は不要です。
- 本年度中に新たに利用を希望する場合は別の施設への変更を希望する場合は、10月31日(月)までの平日に上記窓口で受け付けます(11月以降も随時受け付け)
- 必要書類が全てそろわないと受け付けができませんので、提出前に再度ご確認ください
- ことし1月2日以降に本市に転入した人は課税証明書等(海外から転入した人は収入が分かる書類)が必要です
- 利用できる施設や保育料、利用手続きなど詳しくは、市ホームページをご覧ください

☎子ども支援課 ☎24-1111

「保育コンシェルジュ」をご利用ください



保育コンシェルジュの森吉さん

「保育コンシェルジュ」は、さまざまな保育・幼児教育施設の中から、利用者のニーズに合ったサービスを案内するガイド役です。「子どもを預けたい」「急な用事で出掛けるときに子どもを預かってほしい」「子どもが病気になったけど、仕事を休めない」など、それぞれの家庭の状況に応じたサービスを紹介していますので、どうぞご利用ください。

※相談者の状況を聞きながら個別に対応するため、電話で事前に予約してください。

相談場所

子ども政策課(中央保健福祉センター4階)

受付時間

平日9時～17時

☎子ども政策課 ☎24-1111

離島限定プレミアム付き商品券「ながさきしまとく通貨」を販売

宇久をはじめ、県内の各島で土産物や宿泊費の支払いに使える20%のプレミアム付き商品券「ながさきしまとく通貨」。11月からスマートフォンなどを活用した便利な新システムに変わります。旅行などにご活用ください。

販売期間 11月1日(火)～3月31日(金)

※売り切れ次第終了します。

販売場所 宇久町観光協会など各島の販売窓口

利用できる店舗など

宇久、小値賀、新上五島、五島、苅岐の加盟店舗

対象 島外からの旅行者など(島の住民は不可)

販売単位 1セット5,000円(しまとく通貨6,000円分)

有効期間 購入日から14日以内



宇久島の風景(対馬瀬灯台)

☎しま共通地域通貨コールセンター ☎0570-039-402

☎地域政策課 ☎24-1111